

当社元役職員の不起訴処分等について

当社元役職員が関税法違反及び家畜伝染病予防法違反により、逮捕・勾留の上、捜査を受けておりましたが、2024年6月25日、不起訴処分となり釈放されました。

本件は、兵庫県内の商社が、香港経由でカンボジアに冷凍牛肉を輸出すると偽り、必要な輸出検疫証明書等を準備しないでこれを香港に不正輸出をした事案であるとのことです。

当社におきましては、同商社からカンボジア向けの輸出であるとの説明を受けて経由地とされていた香港までの物流手配等をお引き受けしていたものですが、結果としてこれが香港に不正輸出されたものとされたようです。

このような不透明な輸出取引に関与して捜査を受けましたことは誠に遺憾であります。また、当社に対しましても神戸税関から神戸地方検察庁に告発がなされました。同告発につきましては本日付けで不起訴処分となっております。今後は、税関当局のご指導を仰ぎつつ、法令遵守を徹底し、倉庫業・配送事業者としての社会的責任を果たして参りたいと考えております。

当社におきましては、既に令和5年11月以降、カンボジア向け冷凍牛肉の輸出関連業務の取扱いを停止し、当面再開の予定はありません。